

船橋市社会福祉審議会条例の改正について

1 改正の理由

児童相談所設置市移行に伴い、船橋市児童福祉審議会が設置されることから、現行の船橋市社会福祉審議会条例に規定されている児童福祉に関する部分を除きます。

また、委員の定数について、これまで条例には規定していませんでしたが、今回の機会に明記することとしました。

2 改正内容

	改正後	改正前
設置根拠	・社会福祉法第7条第1項	・社会福祉法第7条第1項 ・認定こども園法第25条
調査審議事項	・社会福祉に関する事項	・社会福祉に関する事項 ・ <u>児童福祉に関する事項</u> ・ <u>認定こども園法第25条に規定する事項</u> ・ <u>その他幼保連携型認定こども園に関する事項</u>
委員定数	<u>23人以内</u>	—

3 施行期日 令和8年7月1日